

国立大学法人大分大学職員の受動喫煙の防止等に関する規程

平成28年5月23日制定

平成28年規程第47号

(目的)

第1条 この規程は、健康増進法（平成14年法律第103号）第29条第1項の規定の趣旨を踏まえ、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の職員及び学外者（以下「職員等」という。）に対し、その健康増進を図るため、受動喫煙の防止等の措置を講ずることを目的とする。

(受動喫煙の防止等のための措置)

第2条 学長は、受動喫煙の防止等を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 法人の敷地内における禁煙その他の無煙環境の推進に関すること。
- (2) 禁煙に関する情報提供、啓発活動その他の禁煙の支援に関すること。
- (3) その他受動喫煙の防止等に関すること。

(職員等の責務)

第3条 職員等は、受動喫煙による健康への影響に関する理解を深めるとともに、受動喫煙の防止等に努めるものとする。

- 2 職員は、勤務時間中又は法人の敷地内においては、喫煙してはならない。
- 3 学外者は、法人の敷地内において喫煙しないものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、受動喫煙の防止等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年5月31日から施行する。

附 則（令和元年規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第9号）

この規程は、令和3年3月23日から施行する。